

2021年10月25日(月)

日本産業衛生学会 北陸甲信越地方会

**産業保健における法的な扱い
ー特に、新型コロナウイルス感染症に関してー**

日本産業衛生学会北陸甲信越地方会
地方会長 野見山哲生
協賛 日本産業衛生学会
北陸甲信越地方会
産業医部会
産業看護部会
産業歯科保健部会
産業衛生技術部会

産業現場において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者、濃厚接触者、濃厚接触者への接触者等への就業に関し、それぞれの業種、感染状況によって対応に苦慮することも多いと思います。

今回、弁護士の立場から、それらの場合どのように対応する方がよいか、についてお話しいただきます。

本学会地方会員の皆様のご参加をお待ちしています。

記

日時：2021年12月15日水曜日 午後1時～2時30分

方法：Zoomによる双方向の配信

内容：午後1時～2時30分(特別講演 60分、質疑応答 30分)

座長 野見山 哲生(日本産業衛生学会北陸甲信越地方会長)

特別講演「産業保健における法的な扱い

ー特に、新型コロナウイルス感染症に関してー」

弁護士 向井 蘭(杜若経営法律事務所)

参加資格：日本産業衛生学会 北陸甲信越地方会員

申し込み：次のURLのGoogleフォームからお申込みください。

<https://forms.gle/jme8VctZNgqWNxsV9>

〆切 12月13日月曜日正午

問い合わせ：日本産業衛生学会北陸甲信越地方会事務局 jsqh_hk_region@shinshu-u.ac.jp